平成２４年（フ）第３０８号
宮崎市田野町甲6156番地12
債務者　林　　寿寛
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１７号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅55―１棟２号
債務者　谷澤かず子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２８４号
盛岡市北夕顔瀬町７番32号
債務者　谷藤　伸樹
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９６号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1377番地の１
債務者　金子　昌喜
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０５号
山形県西置賜郡白鷹町大字萩野1341番地
債務者　大滝　由紀
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６４号
山形県鶴岡市宝町４番23号工藤方
債務者　工藤　　久
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４５号
福島県西白河郡矢吹町本町10番地３　矢吹中央レジデンス101、前住所福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字別所４番地26
債務者　玉田　恵子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
神奈川県平塚市宮の前２番８―902号
クィーンシティ平塚フェスタロード
債務者　高橋　健二
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５３８号
神奈川県平塚市宮の前２番８―902号
クィーンシティ平塚フェスタロード
債務者　高橋　春美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８６号
神奈川県南足柄市関本444番地14
債務者　鎌田あけみ（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５７号
山口県下関市武久町１丁目46番８―203号
コーポ門前、前住所山口県長門市東深川978番地４
債務者　諏訪　智一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目18番33号
債務者　邑本美香子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
愛媛県松山市星岡２丁目３番７号　南星荘103号
債務者　家久　貞二
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１０号
福岡市中央区薬院１丁目16番８―305号
債務者　川端　康江
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８２号
福岡市博多区千代４丁目12番７号
債務者　井上　義章
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５７号
福岡市博多区比恵町２番24―408号
債務者　南石多美子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１４号
横浜市緑区白山１丁目24番Ａ―208
債務者　伊花セリカ（旧姓谷原）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部